

## 戸田市がん対策推進条例（案）の概要

### 1 条例制定の経緯

厚生労働省の統計によると、死亡者数の死因順位別においては、第1位が悪性新生物（いわゆる「がん」）で、死因別死亡率の年次推移は一貫して上昇し、1981年以降死因順位が1位となっており、全死亡者のおよそ3.7人に1人は「がん」が死因であるとされています。

その中で、埼玉県では、平成26年4月に「埼玉県がん対策推進条例」を施行し、また、平成30年度には、第3期の県計画「埼玉県がん対策推進計画」を策定し、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

本市においても、がんの予防とがんの早期発見の推進、また、がん患者及びその家族への支援を図り、がん対策を総合的に推進するため「戸田市がん対策推進条例」を制定するものです（令和5年3月定例会に条例案として提出の予定）。

### 2 戸田市がん対策推進条例（案）の骨子

#### (1) 目的

本市のがん対策を総合的に推進するため、がん対策に関する基本的事項を定め、もってがんの予防及び早期発見の推進並びにがん患者及びその家族への支援を図ることを目的とします。

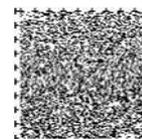
#### (2) 責務

ア 市は、国、県、保健医療関係者、がん患者及びその家族を支援する民間団体や関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、実施します。

イ 市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん対策に関する施策に協力し、がん検診を積極的に受けるよう努めます。

ウ 医師、医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行い、積極的に必要ながんに関する情報を提供します。また、市の施策に協力するよう努めます。

エ 市内の事業者は、従業員等が働きながら治療・療養・家族の看護ができるよう必要な環境の整備に努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めます。



(3) 市の取組

ア がん予防の推進

市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講じます。

また、児童及び生徒ががんに関する理解と関心を深めることができるよう、啓発及び知識の普及に努め、加えて、職場における知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めます。

イ がんの早期発見の推進

市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発、その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講じます。

ウ がん患者等の支援

市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、社会生活や職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実や、支援のために必要な施策を講じます。また、がん患者及びその家族で構成される団体等のがんの予防及び早期発見を推進する活動や、がん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めます。

エ 情報の収集及び提供

市は、県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するとともに、市民に対し、がん医療とがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供します。

(4) 施行日

令和5年4月1日予定

